

公 告

大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定による届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、令和8年9月18日から令和9年1月18日までの間、山口県産業労働部経営金融課及び下松市地域振興部産業振興課において公衆の縦覧に供します。

令和8年9月18日

山口県知事 村 岡 嗣 政

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 サンリブ下松

所在地 下松市南花岡六丁目8番1号

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
株式会社サンリブ	北九州市若松区本町二丁目17番1号	眞田 義文

3 変更に係る事項の概要

（1）大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

事 項	変 更 前	変 更 後
駐車場の収容台数	1,158台	771台
駐車場の位置	縦覧に供する届出書類に示すとおり	
駐輪場の収容台数	200台	135台
駐輪場の位置	縦覧に供する届出書類に示すとおり	

4 届出年月日

令和8年9月8日

5 変更新年月日

令和9年5月9日